



埼玉県報

第 678 号
令和 7 年(2025 年)
12 月 16 日
火曜日

目 次

告示

- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示（災害対策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 元荒川上流土地改良区の役員退任届（加須農林振興センター）
- さいたま都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の変更（下水道事業課）
- 交通誘導警備業務に係る検定合格警備員配置認定路線の見直し（保安課）

告 示

埼玉県告示第九百三十一号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年十二月十六日

埼玉県知事 大野元裕

第十五条中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同号イ(1)中「二万二千円」を「二万二千百円」に改め、同号イ(2)中「一万七千百円」を「一万七千七百円」に改め、同号イ(3)中「一万七八百円」を「一万八千四百円」に改め、同号イ(4)中「一万七千百円」を「一万八千百円」に改め、同号イ(5)中「一万四千五百円」を「一万五千三百円」に改め、同号イ(6)中「診療放射線技師及び臨床検査技師」を「栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士及び言語聴覚士」に、「一万五千八百円」を「一万六千六百円」に改め、同号イ(7)中「臨床工学技士及び歯科衛生士」を「歯科衛生士及び歯科技工士」に、「一万五千百円」を「一万六千百円」に改め、同号イ(8)中「一万五千八百円」を「一万六千四百円」に改め、同号イ(12)中「三万四百円」を「三万千八百円」に改め、同号イ(12)を同号イ(13)とし、同号イ(11)中「二万九千八百円」を「三万千六百円」に改め、同号イ(11)を同号イ(12)とし、同号イ(10)中「三万八千七百円」を「三万円」に改め、同号イ(10)を同号イ(11)とし、同号イ(9)中「土木技術者」を「社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者、土木技術者」に、「一万五千四百円」を「一万六千百円」に改め、同号イ(9)を同号イ(10)とし、同号イ(8)の次に次のように加える。

(9) 保育士

一万五千円以内

第十四条第一号ロ及びハ中「〔12〕」を「〔13〕」に改め、同条第二号中「第四条第五号から第十号」を「第四条第六号から第十一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第八条第四項の実費弁償は、救助の種類ごとに、第二条から第十四条までに

定めるところにより行うこととする。

第十四条を第十五条とする。

第十三条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十三条规定する。

第十二条中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十二条とする。

第十二条中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第十号」に、「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第十号」に、「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第九号」に、「第八条」を「第九条」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第四条第一項第六号」を「第四条第一項第七号」に、「第七条」を「第八条」に改め、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

(福祉サービスの提供)

第七条 法第四条第一項第六号の福祉サービスの提供は、内閣府告示第七条に規定する基準の例により行うこととする。

告 示

埼玉県告示第九百三十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十二月十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県三郷市高州二丁目八十七番五の一部）

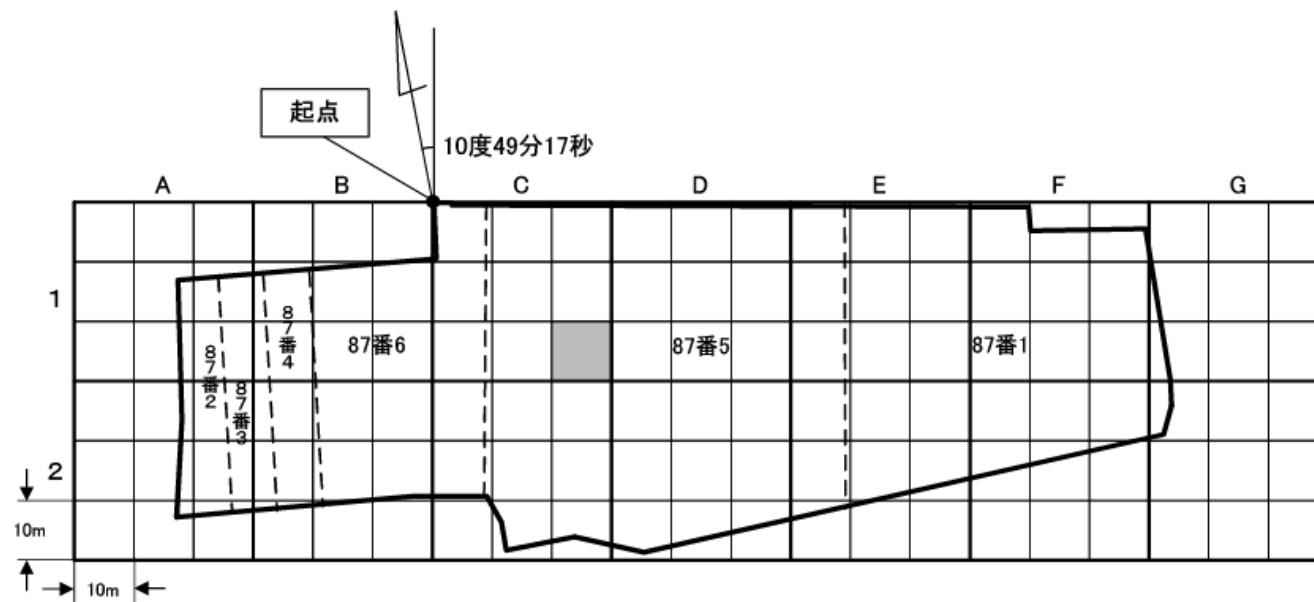
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

三 講すべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



起点

起点は埼玉県三郷市高州二丁目87番6の最北端とする。

格子の回転角度 10度49分17秒

告 示

埼玉県告示第九百三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十二月十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県三郷市高州二丁目八十七番一の一部、三の一部、四の一部、五の一部及び六の一部）

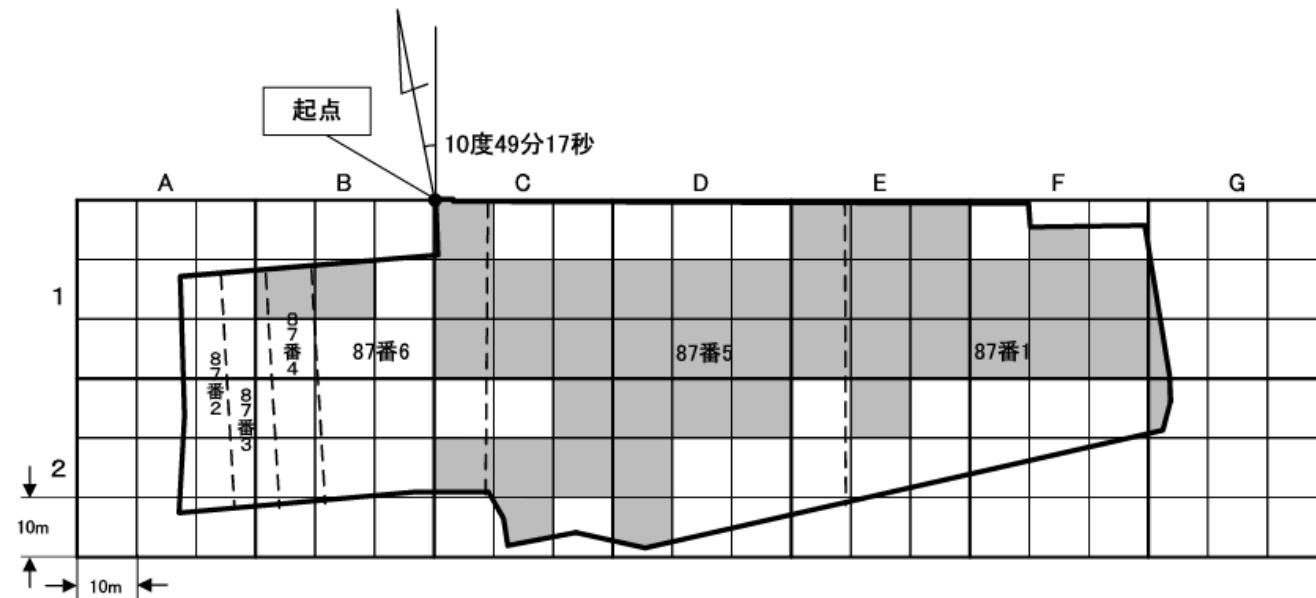
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物並びにふつ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

別図



起点

起点は埼玉県三郷市高州二丁目87番6の最北端とする。

格子の回転角度 10度49分17秒

■ 形質変更時要届出区域に指定する区画

— 敷地境界

- - - 地番境界

告 示

埼玉県告示第九百三十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十二月十六日

埼玉県知事 大野元裕

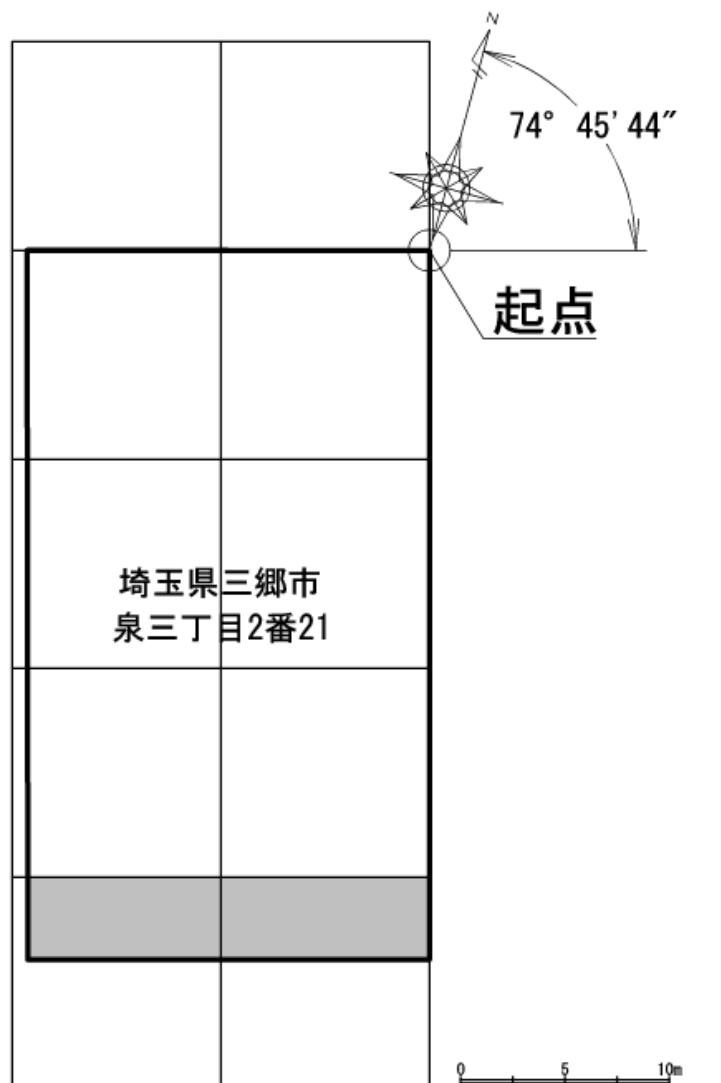
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県三郷市泉三丁目二番二十一の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふつ素及びその化合物

別図



起点

起点は埼玉県三郷市泉三丁目2番21の最北端とする。

■ 形質変更時要届出区域

— 敷地境界・地番境界

告 示

埼玉県告示第九百三十五号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお
いて縦覧に供する。

令和七年十二月十六日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、元荒川上流土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和七年十二月十六日

職名	氏名	住所	埼玉県知事 大野元裕
理事	大関守宏	埼玉県行田市大字南河原五百十六番地三	

告 示

埼玉県告示第九百三十七号

さいたま市からさいたま都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジア
ム課において縦覧に供する。

令和七年十二月十六日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年十二月十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域 イ 追加する部分

なし

ロ 削除する部分 なし

埼玉県公安委員会告示第282号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、埼玉県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の路線欄に掲げる路線に応じ、同表の区間欄に掲げる区間において行うものとし、令和8年7月1日から施行する。

なお、令和2年埼玉県公安委員会告示第130号（埼玉県公安委員会が認める交通誘導警備業務について）は、令和8年6月30日限り、廃止する。

令和7年12月16日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

	路線	区間
1	一般国道4号	埼玉県内の全域
2	一般国道16号	埼玉県内の全域
3	一般国道17号	埼玉県内の全域
4	一般国道122号	埼玉県内の全域
5	一般国道125号	埼玉県内の全域
6	一般国道140号	埼玉県内の全域
7	一般国道254号	埼玉県内の全域
8	一般国道298号	埼玉県内の全域
9	一般国道299号	埼玉県内の全域
10	一般国道407号	埼玉県内の全域
11	一般国道462号	埼玉県内の全域
12	一般国道463号	埼玉県内の全域
13	県道さいたま川口線	埼玉県内の全域
14	県道さいたま春日部線	埼玉県内の全域
15	県道さいたま栗橋線	埼玉県内の全域
16	県道さいたま菖蒲線	埼玉県内の全域
17	県道川越所沢線	埼玉県内の全域

	路線	区間
18	県道春日部松伏線	埼玉県内の全域
19	県道川越栗橋線	埼玉県内の全域
20	県道川越日高線	埼玉県内の全域
21	県道越谷野田線	埼玉県内の全域
22	県道三郷松伏線	埼玉県内の全域
23	県道草加流山線	埼玉県内の全域
24	県道飯能寄居線	埼玉県内の全域
25	県道さいたま草加線	埼玉県内の全域
26	県道川口上尾線	埼玉県内の全域
27	県道保谷志木線	埼玉県内の全域
28	県道加須鴻巣線	埼玉県内の全域
29	県道川越坂戸毛呂山線	埼玉県内の全域
30	県道さいたま東村山線	埼玉県内の全域
31	県道深谷東松山線	埼玉県内の全域
32	県道足立越谷線	埼玉県内の全域
33	県道所沢狭山線	埼玉県内の全域
34	県道川越上尾線	埼玉県内の全域
35	県道越谷流山線	埼玉県内の全域
36	県道松戸草加線	埼玉県内の全域
37	県道さいたまふじみ野所沢線	埼玉県内の全域
38	県道さいたま幸手線	埼玉県内の全域
39	県道行田東松山線	埼玉県内の全域
40	県道葛飾吉川松伏線	埼玉県内の全域
41	県道練馬川口線	埼玉県内の全域
42	県道日高川島線	埼玉県内の全域

	路線	区間
43	県道朝霞蕨線	埼玉県内の全域
44	県道上尾久喜線	埼玉県内の全域
45	県道和光インター線	埼玉県内の全域
46	県道平方東京線	埼玉県内の全域
47	県道吉場安行東京線	埼玉県内の全域
48	県道新座和光線	埼玉県内の全域
49	県道川越新座線	埼玉県内の全域
50	県道川越越生線	埼玉県内の全域
51	県道越谷八潮線	埼玉県内の全域
52	県道八潮三郷線	埼玉県内の全域
53	県道所沢堀兼狭山線	埼玉県内の全域
54	県道幸手久喜線	埼玉県内の全域
55	県道鴻巣桶川さいたま線	埼玉県内の全域
56	県道所沢青梅線	埼玉県内の全域
57	県道新方須賀さいたま線	埼玉県内の全域
58	県道足立川口線	埼玉県内の全域
59	県道ふじみ野朝霞線	埼玉県内の全域
60	県道蓮田鴻巣線	埼玉県内の全域
61	県道東門前蓮田線	埼玉県内の全域
62	県道上尾環状線	埼玉県内の全域
63	県道蒲生岩槻線	埼玉県内の全域